

建物賃貸借仕様書

- 1 件 名 さいたま市西区役所中規模修繕工事に伴う仮設庁舎賃貸借
- 2 履 行 場 所 さいたま市西区西大宮 3 丁目 4 番地 2 （西区役所敷地内）
- 3 業 務 目 的 西区役所の中規模修繕工事中に良好な窓口・執務環境を提供することを目的とする。
- 4 業 務 内 容
 - (1) 実施期間（設計、施工、賃貸借）
契約日から令和 9 年 1 2 月 3 1 日まで
 - (2) 業務内容
 - ・さいたま市西区役所駐車場に仮設庁舎の設置。
 - ・建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定される書面の提出。
 - ・建築士法第 2 2 条の 3 の 3 の規定に基づく書面の提出。
 - ・建築士法第 2 4 条の 7 の規定に基づく書面の提出。
 - ・建築計画、設計、図面作成及び仮設庁舎の建設に伴う官公庁等への手続。（建築基準法に規定する建築確認申請、消防法等関係法令に規定する諸手続き等全て）
 - ・仮設庁舎の施工及び工事監理。
 - ・賃貸借契約終了後の仮設庁舎等の解体・撤去・整地
 - ・賃貸人は、仮設庁舎の建設に伴う官公庁等への手続き（建築基準関係規定）で得た検査済証、確認済証等の書類一式をリース開始日までに賃借人に対してその写しを提出すること。
 - ・別紙参考資料をもとに、仮設庁舎の設計を行うもの。
- 5 賃貸借の概要
 - (1) 契約方法
賃貸借（建物賃貸借契約）
 - (2) 賃貸借期間
令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 1 2 月 3 1 日まで
※令和 8 年 1 2 月 1 8 日までに建物を完成・引渡しをすること。
 - (3) 期間満了後の処置
賃貸借契約終了後、仮設庁舎の解体、撤去、整地を行うこと。
なお、杭等地盤補強を施工した場合はその補強材も全て撤去処分とする。

(4) 支払方法

賃貸借契約期間の月額均等払。

賃借人は、当月分の賃借料を翌月末までに支払うものとする。

6 施設概要

(1) 用途地域及び地区の指定

市街化区域、準住居地域

建蔽率60%、容積率200%

防火地域又は準防火地域の指定：準防火地域

(2) 構造及び規模等

軽量鉄骨造 1, 200㎡～1, 400㎡程度

地上総2階建 区役所（事務所）

基礎形状は、杭基礎を想定しているが、別紙地質調査結果を基に必要な調査を実施したうえで、基礎形状を決定するものとする。杭基礎が必要となる場合においても費用に含むものとする。

なお、賃貸人は地盤調査を行い、地質結果と著しく異なり、基礎形状に変更が生じた場合は別途協議とする。

別紙：地質調査データ

(3) 配置諸室

※各階の配置、床面積については一例とし、具体的な配置、床面積については打合せによる。

1 階

・ 保険年金課	68 ㎡程度
・ 区民課	106 ㎡程度
・ 警備室	14 ㎡程度
・ 指定金融機関	24 ㎡程度
・ ATM	4 ㎡程度
・ 市税の窓口	24 ㎡程度
・ 社会福祉協議会	24 ㎡程度
・ 区民待合エリア	48 ㎡程度
・ 情報公開コーナー	13 ㎡程度
・ 書庫	6 ㎡程度
・ 風除室×2	南側1ヶ所、東側1ヶ所設けること

2 階

・ 支援課	68 m ² 程度
・ 福祉課	106 m ² 程度
・ 相談室× 3 室	30 m ² 程度（合計）
・ 暮らし応援室	38 m ² 程度
・ 高齢介護課	96 m ² 程度

共通（各階）

- ・ 男子トイレ
- ・ 女子トイレ
- ・ 多目的トイレ
- ・ 給湯室
- ・ エレベーター

（４）その他

- ・ 建物出入口前に風除室を設けること。
東側：メイン出入口（自動ドア）、南側：出入口（警備室隣接させること）
- ・ 指定金融機関と ATM スペースは隣接させること。
- ・ ATM スペースは床補強を行うこと。
- ・ 各課間の廊下幅は 4,000mm 程度設けること。
- ・ 乗用昇降機（各種法令に適合したもの、11 人乗り）1 台を設置すること。
- ・ 各階のトイレ：空気調和・衛生工学規格 SHASE-S206「衛生器具の設置戸数の決定」における事務所でレベル 2 を満足する基数とする。
- ・ 天井高（2,700mm 以上）
- ・ 階段 2 段手摺を設けること。
- ・ 暮らし応援室及び福祉課の執務室に、耐火金庫（610×573×795mm 程度、200kg 程度）を 2 台ずつ（計 4 台）設置すること。
- ・ 高齢介護課の執務室には耐火金庫（約 100kg 見込み）を設置するため、床荷重について留意すること。
- ・ 区民課の執務室には耐火金庫（約 200kg 見込み）を設置するため、床荷重について留意すること。
- ・ 市税の窓口の執務室には耐火金庫（約 230kg）を設置するため、床荷重について留意すること。

（５）仕様等

本建物に使用する一切の資材については、下記の表のとおりとする。

内装材については原則新品とする。（ただし、両面鋼板パネルは除く）

また、防火上の主要間仕切りについては、必要に応じて検討すること。

外 部 標 準 仕 上 げ 表				
屋 根	カラーガルバリウム鋼板 ニ重折板			
開 口 部	アルミサッシュ（S－3、A－3、W－3）程度、網戸（サランネット）			
樋	塩ビ製（縦樋75φ、軒樋120角程度）			
外 壁	両面鋼板パネル（断熱材挟み込み） または窯業系サイディングボード t＝16以上 金具留 通気工法			
内 部 標 準 仕 上 げ 表				
室 名	床	巾 木	壁	天 井
(1階) 各執務エリア 警備員室 風除室 ATM	タイルカーペット t=8.5 (ATM コーナーには 床補強を行うこと)	ソフト巾木	下地： 軽量下地 石膏ボード t＝12.5 GW24K t=50 仕上げ：ビニルクロス	下地： 軽鉄下地 仕上げ： 化粧石膏ボード t=9.5
(1階) 給湯室 書庫 男子トイレ 女子トイレ 多目的トイレ	長尺シート t＝2.0	ソフト巾木	(水廻り部は化粧ケイ カル板 t＝6 にするこ と)	下地： 軽鉄下地 仕上げ： 化粧石膏ボード t=9.5
(2階) 各執務エリア 相談室	タイルカーペット t=8.5	ソフト巾木	下地： 軽量下地 石膏ボード t＝12.5 GW24K t=50 仕上げ：ビニルクロス	下地： 軽鉄下地 GW24K t=50 仕上げ： 化粧石膏ボード t=9.5
(2階) 給湯室 男子トイレ 女子トイレ 多目的トイレ	長尺シート t＝2.0	ソフト巾木	(水廻り部は化粧ケイカ ル板 t＝6 にすること)	下地： 軽鉄下地 GW24K t=50 仕上げ： 化粧石膏ボード t=9.5
廊下、階段	タイルカーペット t=8.5	ソフト巾木	下地： 軽量下地 石膏ボード t＝12.5	下地： 軽鉄下地 2階天井のみ GW24K t=50

			GW24K t=50 仕上げ：ビニルクロス	仕上げ： 化粧石膏ボード t=9.5
E V	塗膜防水塗塗布 E Vピット部： コンクリート金ゴ テ下地	同左	—	—
1 階床	デッキプレート t=1.6 程度 + スタイロフォーム t=30 + 合板 t=12 以上 または土間コンクリート金ゴテ押さえ			
2 階床	デッキプレート t=1.6 以上 + 強化石膏ボード t=15 + スタイロフォーム t=30 + 合板 t=12 以上			
各諸室に設置する備品等				
・各執務エリアには、ブラインド設置 ・室名札若しくはサイン ・給湯室には流し台（L=1,800 程度）を設置				

（６）電気設備

- ・受変電設備工事
新規設置を想定。
- ・幹線・動力設備工事
仮設庁舎への幹線の敷設を行う。
幹線は原則露出配管とするが、通行の妨げになる箇所は地中埋設とする。
- ・電灯・コンセント設備工事
照明器具はLED照明を採用し、部屋用途に適した照度設定（J I S 基準を参考）と器具の配置を行う。
- ・出入口には外部照明器具及び壁付の外灯を設置すること。
- ・テレビ共同受信設備
TVアンテナを設置し、区民待合エリアにテレビ用コンセントを設置する。
- ・警備関連設備工事
空配管のみとし、内容は協議によるものとする。
- ・電話・LAN設備工事

空配管を行うこと。

- ・外部インターホン設備工事
- ・誘導灯設備工事
- ・自動火災報知機設備工事

消防法に基づいて機器を設置し、仮設庁舎を警戒するとともに仮設庁舎の移報を受信できるようにすること。

既存連動できるように考慮して計画すること。

- ・トイレ呼出し設備

多目的トイレ・相談室に設置すること。

- ・非常放送設備

仮設庁舎にリモコンマイクを設置すること。

既存連動できるように考慮して計画すること。

(7) 給排水・衛生設備

- ・給水設備工事

(既存から分岐を想定)

- ・排水設備工事

(仮設庁舎内分流とし、屋外仮設庁舎下部のスペースで配管し、現駐車場南西部の公設桝に放流を想定)

- ・給湯は便所手洗い用(3L/洗面器)、湯沸室の流し用(12L/流し)に小型電気温水器を設置し給湯を行う。

- ・衛生器具設備工事 原則新品とすること。

大便器：紙巻器、普通便座、節水型

小便器：自動洗浄型

洗面器：自動単水栓(節水型)、化粧鏡

SK

- ・雨水排水設備工事

- ・屋内消火栓設備

- ・受水槽については必要に応じて設置すること。

- ・仮設庁舎建設前の浄化槽近傍の切り回し工事を行うこと。

(8) 空調設備 (再利用品を可とする)

- ・エアコン設備工事(天吊り型、天井カセット型、壁掛型)

各諸室(トイレ除く)、廊下に設置し、冷暖房を行う。

室外機は指詰め防止措置を行うこと

- ・換気・給気設備工事

適切な室内環境を維持するため、各諸室に設置する。

(9) 外構

- ・仮設庁舎建設に支障となるものは主に以下の項目を現地確認の上、撤去すること。
 - ・既設浄化槽の撤去
 - ・植栽伐採及び撤去
 - ・浸透枳及びU字側溝撤去
 - ・浸透アスファルト撤去
 - ・駐車場マスペイント
 - ・縁石
 - ・車止め
 - ・標識（サイン）
 - ・外灯照明
 - ・EV急速充電器（基礎・配線等） ※移設工事は別途とする。
- ・仮設庁舎建設に支障となる埋設配管は必要に応じて切り回しを行うこと。
- ・賃貸借期間中、仮設庁舎南側は駐車場として活用する為、設置時に舗装及びライン引きを撤去した場合は、復旧を行うこと。
- ・メイン出入口にはスロープを設置し、両側に手摺を設けること。
- ・解体後は整地を行うこと。

(10) 諸手続き

- ・官公庁等への諸手続きの際には、事前に賃借人の承諾を得ること。

(11) 保険

- ・借上期間については、火災保険に加入すること。

7 設置工事

- ・建設工事期間の施工及び工事監理、現場管理は賃貸人が行う。
- ・賃貸人は現場代理人、主任技術者（建設業法第26条第1項）または監理技術者（建設業法第26条第1項）、技術者（建設業法第26条第2項）を設置し、賃借人に通知すること。
- ・工事期間中は工事保険等に参加すること。
- ・賃借人から工程表及び施工計画書の承諾を得たうえで施工すること。
- ・安全対策について関係者と十分協議をし、区役所施設利用者や近隣住民への安全管理を特に注意すること。
- ・設置に伴う騒音、振動及び粉塵等を出さないように努めること。
- ・工事のためにその敷地や既存の道路施設等を破損又は一時撤去した場合、速やかに復旧することとし、その費用については原則、受注者負担とするが、受注者の

責によらないことが明らかである場合についてはこの限りではない。

- ・工事エリアについては、安全対策を万全にし、フラットパネルH2000程度の
もので工事区画を行うこと。
- ・工事期間中は常時1名警備員を配置する等、施設利用者、通行者及び区役所関係
者の安全を確保すること。
- ・敷地内において他の関連工事等と工程が重複する場合は、協力すること。
- ・工事写真等の記録を整備すること。
- ・工事材料の品質は、仕様書に定める。仕様書にその品質が明示されていない場合
にあっては、中等の品質を有するものとする。
- ・賃借人は、工事資材について確認を請求することができ、そのために要する費用
は賃貸人の負担とする。
- ・仮設庁舎が完成した際は、その旨を賃借人に通知すること。
- ・工事期間中は利用者の安全を第一優先に確保すると共に、担当部署からの要望に
早期に対応できる体制を整えること。
- ・延焼ラインを考慮した位置で仮設庁舎の配置検討を行うこと。
- ・既存駐車場は利用者も使用する為、工事期間中においても利用者駐車場を7台以
上確保した仮設計画を行い、担当部署からの承認を得てから仮囲いを設置するこ
と。
- ・外部に設置するキュービクルなどの設備機器については、利用者の安全を考慮し
た位置に設置し、フェンスで区画すること。
- ・設置工事期間中に同敷地内で実施する中規模修繕工事について、調整・協力を
行うこと。
- ・設置工事中に別途手配し、仮設庁舎で実施するネットワーク工事及び電話工事等
について、調整・協力を行うこと。

8 維持管理

- ・借り上げ期間中の管理及び維持については、次の法定点検を除き、賃貸人が行う。
法定点検：消防設備、受変電設備、受水槽
(エレベーター法定点検は賃貸人負担とする。)

9 公租公課

- ・不動産取得税、固定資産税、及び都市計画税等は賃貸人の負担とする。

10 臨機の措置

- ・災害防止等のために必要があると認められる時は、臨機の措置を取らなければな
らない。この場合において賃借人と十分に協議を行うこと。ただし、緊急または
やむを得ない場合はこの限りでない。

1 1 一般的損害

- ・賃貸借期間の始期前に対象建物や工事材料について生じた損害、その他の施工に関して生じた損害は、賃貸人が負担をする。ただし、その損害（本仕様「6 設置工事」に規定される保険等によりてん補された部分を除く）のうち、賃借人の責に帰すべき事由により生じたものは、賃借人が負担する。

1 2 第三者に及ぼした損害

- ・工事の際に第三者に損害を及ぼしたときは、賃貸人が賠償しなければならない。ただし、特段の事情がある場合は、双方にて協議をするものとする。
- ・第三者との間に紛争が生じた場合は、賃借人と賃貸人双方が協力してその処理の解決にあたるものとする。

1 3 その他

- ・建築基準法、消防法等関係法令等に適した仮設庁舎を設置すること。
- ・建築基準法第85条第6項の認定は受けられるものとする。
- ・本業務を実施するうえで、必要な調査、申請、届出等については、賃貸人が行うこと。（なお、地盤変動影響調査は本業務に含まないものとする）
- ・賃貸人は賃借人との連絡体制を確保し、契約の履行について適切に連携すること。
- ・本契約締結後速やかに業務工程表を提出すること。
- ・賃借人は賃貸人に対し、必要に応じて下請負人の通知を請求することができ、賃貸人は請求に応じなければならない。
- ・品質・安全性確保のため、構造設計の際は自社の構造設計1級建築士の設計で適合確認を行うこと。また、工事中の際に必要な応じ現場確認を行うこと。
- ・工事監理をする上で建物の品質を加味し、埼玉県内で一級建築士事務所登録をしている設計事務所に監理をさせること。ただし、事業者が登録をしていればその限りではないものとする。
- ・設備設計一級建築士が関与し、設備設計に関する助言や適合性を判断できる体制を整えること。
- ・資格証の提出を行い、図面には関与している設計士の記名したものを提出すること。
- ・賃貸人は設計業務、施工及び施工管理を確実にを行い、仕様書及び賃借人の要求を満たすことのできる業務担当者を選任すること。設計図書の作成、行政協議、賃借人、区役所等との打ち合わせは選任された業務担当者が確実に履行し、賃借人等の要求に対して速やかに対応できる体制を整えること。
- ・賃貸借期間の延長は賃借人・賃貸人双方協議し、同意した場合には可能とする。費用や期間についても双方協議の上、決定するものとする。その際賃貸人は、建物の減価償却を考慮し、費用の算出を行うこと。

- ・契約後に業務工程表、承認用図面（意匠図（特記仕様書含む）、構造図（特記仕様書含む）、設備図（特記仕様書含む）、その他賃借人が必要と求めた図面）を提出すること。
- ・賃借人は、賃貸人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ・設置工事の期限日前及び期間満了後であっても、仮設庁舎内において、備品類の搬入出、及び委託業務（電話機器設定及び配線、機械警備等）の準備等の作業が行われる場合がある。これらの作業について、賃借人は、賃貸人との協議に基づき、必要な配慮を行うこと。
- ・本建物は仮設建物であり、将来は解体することから登記については不要とする。
- ・賃貸借期間中において、仮設庁舎内の諸室を別諸室に転用するため改修工事をする場合は、賃借人・賃貸人にて工事内容、費用等について協議すること。
- ・現地確認する場合は、担当部署に連絡すること。
- ・その他必要事項については、関係者と十分協議すること。
- ・本仕様において疑義等が生じた場合は、賃借人・賃貸人双方にて協議をすること。



調査位置図（詳細）

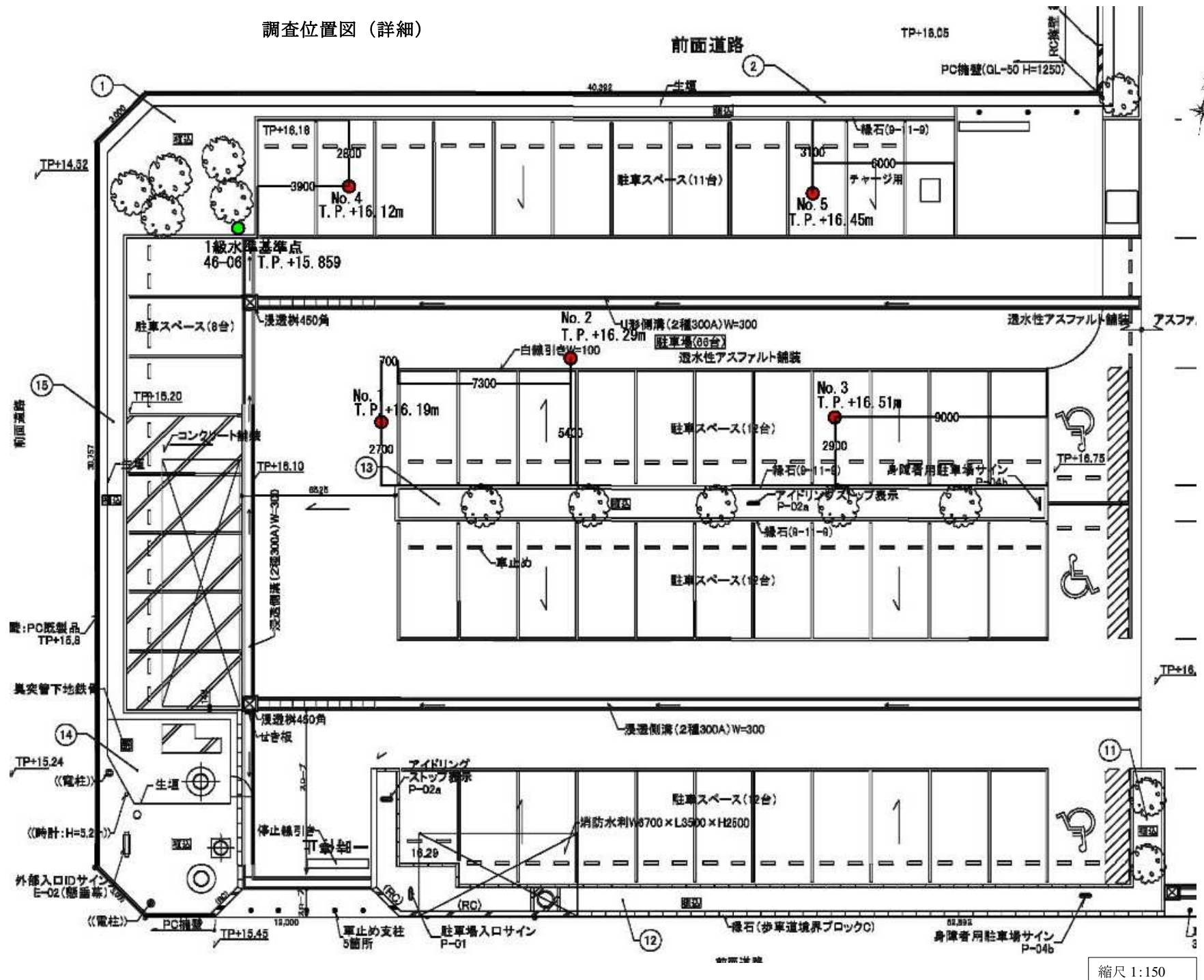


表 3.3-1 換算 N 値および許容支持力度 q_a 【No.1 地点】

Wsw	Na	D(m)	L	Nsw	想定土質	N(砂)	N(粘)	長期 q_a (kN/m ²)	短期 q_a (kN/m ²)	記 事
1		0.13	13			2				
1	7	0.25	12	58	埋土	6		51	102	
1	40	0.50	25	160		13		49	98	
1	3	0.75	25	12	ローム		4	38	77	
1	4	1.00	25	16			4	38	77	
1	4	1.25	25	16			4	38	77	
1	4	1.50	25	16			4	39	77	
1	3	1.75	25	12			4	39	77	
1	3	2.00	25	12			4	39	79	
1	4	2.25	25	16			4	40	79	
1	3	2.50	25	12			4	40	79	
1	3	2.75	25	12			4	40	80	
1	4	3.00	25	16			4	41	81	
1	5	3.25	25	20			4	41	82	
1	4	3.50	25	16			4			
1	5	3.75	25	20			4			
1	4	4.00	25	16			4			
1		5.05	105		粘性土		3			自沈
1	2	5.25	20	10			4	45	90	
1	3	5.50	25	12			4	48	96	
1	5	5.75	25	20			4	51	103	
1	6	6.00	25	24			4	53	107	水位
1	4	6.25	25	16			4	62	125	
1	6	6.50	25	24			4	68	136	
1	6	6.75	25	24			4	74	147	
1	17	7.00	25	68	砂質土	7		83	166	
1	13	7.25	25	52		5		89	178	
1	14	7.50	25	56		6		93	186	
1	12	7.75	25	48		5		100	200	
1	36	8.00	25	144		12		108	216	
1	22	8.25	25	88		8				
1	25	8.50	25	100		9				
1	37	8.75	25	148		12				
1	50	9.00	25	200		15				
1	27	9.25	25	108		9				
1	52	9.50	25	208		16				
1	80	9.75	25	320		23				
1	52	10.00	25	208		16				

表 3.3-2 換算 N 値および許容支持力度 q_a 【No.2 地点】

Wsw	Na	D(m)	L(cm)	Nsw	想定土質	N(砂)	N(粘)	長期 q_a (kN/m ²)	短期 q_a (kN/m ²)	記 事
1.00		0.30	30		埋土(碎石)	2.0				
1.00	75	0.50	20	375		27.1		50.3	100.6	
1.00	11	0.75	25	44	埋土(粘性土)		5.2	42.0	84.0	
1.00	8	1.00	25	32			4.6	39.9	79.8	
1.00	4	1.25	25	16	ローム		3.8	39.3	78.6	
1.00	4	1.50	25	16			3.8	40.8	81.6	
1.00	3	1.75	25	12			3.6	41.7	83.4	
1.00	4	2.00	25	16			3.8	41.7	83.4	
1.00	2	2.25	25	8			3.4	41.4	82.8	
1.00	4	2.50	25	16			3.8	41.4	82.8	
1.00	4	2.75	25	16			3.8	41.7	83.3	
1.00	6	3.00	25	24			4.2	42.0	84.0	
1.00	9	3.25	25	36			4.8			
1.00	7	3.50	25	28			4.4			
1.00	3	3.75	25	12			3.6			
1.00	3	4.00	25	12			3.6			
1.00	2	4.25	25	8			3.4			
1.00		4.88	63				3.0			自沈
1.00	2	5.00	12	17	粘性土		3.9	43.2	86.3	
1.00	3	5.25	25	12			3.6	47.7	95.4	
1.00	4	5.50	25	16			3.8	50.4	100.8	
1.00	5	5.75	25	20			4.0	58.5	117.0	
1.00	5	6.00	25	20			4.0	68.3	136.5	
1.00	7	6.25	25	28			4.4			水位
1.00	4	6.50	25	16			3.8			
1.00	11	6.75	25	44			5.2			
1.00	20	7.00	25	80		7.4				
1.00	12	7.25	25	48		5.2				
1.00	31	7.50	25	124	砂質土	10.3				
1.00	89	7.75	25	356		25.9				
1.00	50	7.78	3	1667		113.7				貫入不可能

表 3.3-3 換算 N 値および許容支持力度 q_a 【No.3 地点】

Wsw	Na	D(m)	L(cm)	Nsw	想定土質	N(砂)	N(粘)	長期 q_a (kN/m ²)	短期 q_a (kN/m ²)	記 事
1.00		0.30	30		埋土(碎石)	2.0				
1.00	17	0.50	20	85		7.7		46.9	93.8	
1.00	8	0.75	25	32	埋土(粘性土)		4.6	42.3	84.6	
1.00	8	1.00	25	32			4.6	40.8	81.6	
1.00	5	1.25	25	20	ローム		4.0	39.6	79.2	
1.00	5	1.50	25	20			4.0	39.9	79.8	
1.00	4	1.75	25	16			3.8	40.8	81.6	
1.00	4	2.00	25	16			3.8	41.4	82.8	
1.00	4	2.25	25	16			3.8	41.7	83.4	
1.00	3	2.50	25	12			3.6	42.0	84.0	
1.00	3	2.75	25	12			3.6	42.7	85.4	
1.00	4	3.00	25	16			3.8	43.6	87.2	
1.00	6	3.25	25	24			4.2			
1.00	8	3.50	25	32			4.6			
1.00	6	3.75	25	24			4.2			
1.00	5	4.00	25	20			4.0			
1.00	5	4.25	25	20			4.0			
1.00		5.00	75				3.0			自沈
1.00	4	5.25	25	16		粘性土	3.8	61.8	123.6	
1.00	5	5.50	25	20			4.0	66.9	133.8	
1.00	28	5.75	25	112	砂質土	9.5		75.0	150.0	
1.00	24	6.00	25	96		8.4		77.9	155.7	
1.00	3	6.25	25	12	粘性土		3.6	81.9	163.8	水位
1.00	7	6.50	25	28			4.4			
1.00	15	6.75	25	60	砂質土	6.0				
1.00	20	7.00	25	80		7.4				
1.00	21	7.25	25	84		7.6				
1.00	32	7.50	25	128		10.6				
1.00	47	7.75	25	188		14.6				
1.00	148	8.00	25	592		41.7				
1.00	50	8.04	4	1250		85.8				貫入不可能

表 3.3-4 換算 N 値および許容支持力度 q_a 【No.4 地点】

Wsw	Na	D(m)	L(cm)	Nsw	想定土質	N(砂)	N(粘)	長期 q_a (kN/m ²)	短期 q_a (kN/m ²)	記 事
1.00		0.10	10		埋土(碎石)	2.0				
1.00	14	0.25	15	93		8.2		58.6	117.1	
1.00	52	0.50	25	208		15.9		54.2	108.3	
1.00	8	0.75	25	32	埋土(粘性土)		4.6	44.7	89.4	
1.00	10	1.00	25	40			5.0	43.5	87.0	
1.00	8	1.25	25	32			4.6	42.3	84.6	
1.00	5	1.50	25	20	ローム		4.0	41.4	82.8	
1.00	4	1.75	25	16			3.8	40.8	81.6	
1.00	4	2.00	25	16			3.8	41.7	83.4	
1.00	4	2.25	25	16			3.8	42.3	84.6	
1.00	6	2.50	25	24			4.2	41.7	83.4	
1.00	4	2.75	25	16			3.8	41.3	82.6	
1.00	6	3.00	25	24			4.2	41.6	83.2	
1.00	5	3.25	25	20			4.0			
1.00	3	3.50	25	12			3.6			
1.00	7	3.75	25	28			4.4			
1.00	6	4.00	25	24			4.2			
1.00	2	4.25	25	8			3.4			
1.00		4.88	63				3.0			自沈
1.00	2	5.00	12	17			3.9			
1.00		5.75	75				3.0			自沈
1.00	9	6.00	25	36	粘性土		4.8	60.3	120.6	水位
1.00	11	6.25	25	44			5.2	68.9	137.7	
1.00	7	6.50	25	28			4.4			
1.00	6	6.75	25	24			4.2			
1.00	15	7.00	25	60	砂質土	6.0				
1.00	23	7.25	25	92		8.2				
1.00	18	7.50	25	72		6.8				
1.00	12	7.75	25	48		5.2				
1.00	57	8.00	25	228		17.3				
1.00	50	8.01	1	5000		337.0				貫入不可能

表 3.3-5 換算 N 値および許容支持力度 q_a 【No.5 地点】

Wsw	Na	D(m)	L(cm)	Nsw	想定土質	N(砂)	N(粘)	長期 q_a (kN/m ²)	短期 q_a (kN/m ²)	記 事
1.00		0.15	15			2.0	3.0			
1.00	2	0.25	10	20	埋土(碎石)	3.3	4.0	50.1	100.2	
1.00	17	0.50	25	68		6.6	6.4	49.5	99.0	
1.00	10	0.75	25	40	埋土(粘性土)	4.7	5.0	45.6	91.2	
1.00	9	1.00	25	36		4.4	4.8	43.2	86.4	
1.00	7	1.25	25	28		3.9	4.4	41.7	83.4	
1.00	6	1.50	25	24		3.6	4.2	41.4	82.8	
1.00	5	1.75	25	20		3.3	4.0	41.7	83.4	
1.00	6	2.00	25	24		3.6	4.2	42.6	85.2	
1.00	5	2.25	25	20		3.3	4.0	43.5	87.0	
1.00	4	2.50	25	16		3.1	3.8	44.4	88.8	
1.00	2	2.75	25	8	ローム	2.5	3.4	45.1	90.2	
1.00	4	3.00	25	16		3.1	3.8	46.8	93.6	
1.00	6	3.25	25	24		3.6	4.2			
1.00	7	3.50	25	28		3.9	4.4			
1.00	8	3.75	25	32		4.1	4.6			
1.00	9	4.00	25	36		4.4	4.8			
1.00	8	4.25	25	32		4.1	4.6			
1.00		5.00	75			2.0	3.0			自沈
1.00	3	5.25	25	12		2.8	3.6	45.9	91.8	
1.00	3	5.50	25	12		2.8	3.6	48.6	97.2	
1.00	3	5.75	25	12	粘性土	2.8	3.6	56.7	113.4	
1.00	5	6.00	25	20		3.3	4.0	67.1	134.1	
1.00	3	6.25	25	12		2.8	3.6			水位
1.00	7	6.50	25	28		3.9	4.4			
1.00	14	6.75	25	56		5.8	5.8			
1.00	15	7.00	25	60		6.0	6.0			
1.00	12	7.25	25	48	砂質土	5.2	5.4			
1.00	30	7.50	25	120		10.0	9.0			
1.00	92	7.75	25	368		26.7	21.4			
1.00	50	7.80	5	1000		69.0	53.0			貫入不可能

— 以 上 —